

社外取締役の独立性に関する基準

当社は、社外取締役又は社外取締役候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

- 1 当社（令和2年4月1日付商号改正前の株式会社PUC及び同日付で当社に吸収合併した東京水道サービス株式会社を含む。以下同じ。）を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 2 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- 3 当社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- 4 最近2年間に於いて次の（1）から（3）までのいずれかに該当していた者
 - （1）1から3までに掲げる者
 - （2）東京都（以下「都」という。）の職員
 - （3）都が出資、出損等（人的支援を含む。）する法人の職員又は社員
- 5 次の（1）から（5）までに掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者又は2親等以内の親族
 - （1）1から4までに掲げる者
 - （2）当社の会計参与（その職を行うべき社員を含む。）
 - （3）都の職員
 - （4）都が出資、出損等（人的支援を含む。）する法人の職員又は社員
 - （5）最近1年間に於いて（2）又は当社社員に該当していた者
- 6 最初に就任してから8年間を超えて当社の社外取締役である者

（附則）

この基準は、令和2年4月1日から施行する。